



明石の子どもは明石で守り、育てる

学校長 平田 高之

本市においては、「こどもを核としたまちづくり」を大きな施策の一つとして様々な取組を進めてきましたが、その拠点として、関西の中核市で初(全国の中核市でも3番目)の児童相談所、「明石こどもセンター」(以下「センター」)が2年前の2019年4月1日に開所しました。

児童虐待はもちろん、子どもにまつわるあらゆる相談を受け付けています。今まで兵庫県が設置している「中央子ども家庭センター」の場合では、市教育委員会の経由が必要で、相談件数も多く迅速な対応が難しかったのですが、明石市直轄の児童相談所が開設されたため、学校とセンターが直接のやりとりができるようになり素早い対応ができるようになりました。さらに、児童福祉司・児童心理司、保健師、弁護士、医師等の専門職職員が国の基準以上に多く配置され、学校現場を知っている教員出身の指導主事が1名配置されています。

さらに、24時間体制の「児童虐待ホットライン」「子育て相談ダイヤル」「こども相談ダイヤル」もあり、子どもの命と権利、未来を守るセーフティネットの役割を果たせる総合的な施設となっています。

特に、児童虐待につきましては、児童虐待相談件数が年々増加の一途をたどり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっております。

そこで、明石市と明石市教育委員会は、本市においてそのような事件が発生しないよう、すべての子どもの「命」を守るため、今まで以上に学校とセンターの連携強化を図り、虐待の早期発見・対応に努め、子どもや家庭への陣族かつ確実な支援の実施を目指し取組を進めています。

その大きな方策が、明石市教育委員会からのおたよりにあります、

・学校に対して客観的なルールに基づくセンターへの情報提供の義務付け

・虐待の可能性や支援の必要性は、センターが判断する というものです。

このようなシステム等の導入により、関係者が連携を強化し、本市において、子どもの生命が危機に瀕する事件が発生しないよう取り組んでいますので、ご理解のうえ、ご協力をお願いします。

<参考:関係法律>

・幼稚園や学校の職員など、児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(児童虐待防止法5条1項)

・児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに市町村若しくは児童相談所に通報しなければならない。

(児童福祉法25条1項、児童虐待防止法6条1項)

保護者の皆さまへ

明石市教育委員会

学校と児童相談所との連携強化について

保護者の皆さまにおかれましては、日頃より、本市の教育活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨今、虐待による子どもの悲しい事件・事故が複数発生しており、虐待から子どもの身の安全を確保することが喫緊の課題となっております。

そのような中、本市においては、中核市へ移行したことを受けて、子どもの命と権利、未来を守るセーフティネットの役割を果たすため、児童相談所「明石こどもセンター」を開設し、本市独自による運営を行っています。

これを踏まえ、本市及び教育委員会では、以下のとおり、学校と児童相談所との連携強化に取り組み、児童虐待の早期発見・対応に努めるとともに、子どもや家庭に対して必要な支援を迅速かつ確実に行っています。

つきましては、この趣旨についてご理解いただき、下記の内容に対してご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 連携強化の方法

- (1) 教育委員会は、学校に対して、客観的なルールに基づく明石こどもセンターへの情報提供を義務付けています。
- (2) 明石こどもセンターは、児童虐待の可能性や支援の必要性等を判断します。
- (3) 学校・教育委員会・明石こどもセンターの連携のもと、専門職員の力を機能させながら支援の実施に繋がります。

2 お願いしたいこと

- (1) この取組は、明石市及び明石市教育委員会が主体となり、施策として行うものと、ご理解をお願いします。
- (2) 上記1(1)の結果、明石こどもセンター等から各ご家庭に連絡が入る場合もありますが、「虐待を見逃さず、支援を必要とする子どもやご家庭への支援に繋げる」ための取組であるご理解の上、ご協力をお願いします。

【取組に関するお問い合わせ】

明石市教育委員会 児童生徒支援課 電話 078-918-5096

【虐待に係る通報・お問い合わせ】

明石市こどもセンター 緊急支援課 電話 078-918-5726